

令和5年度 西脇市議会基本条例検証結果報告書

令和6年11月25日

西脇市議会 議会運営委員会委員長 村岡 栄紀
副委員長 林 晴信

令和5年度の「西脇市議会基本条例 目的達成度評価」を16人の議員全員で実施した結果と前年度との比較を次表に示す。これは、議会基本条例の各条文に関する評価項目について、各議員が5段階で評価した結果の平均値を示している。

<目標達成度評価と前年度との比較>

令和5年度 議会基本条例検証結果

条	問番号	質問内容	今回値	前回値	比較	
1	1	西脇市議会基本条例の目的を果たせるよう努力したか	3.44	3.81	-0.37	
2	3	行政の監視機関としての責任を果たせたか	3.38	3.31	0.07	
	4	情報公開や市民参加の推進に努めたか	3.69	3.88	-0.19	
	5	透明性、公平性及び公正性を確保した活動ができたか	3.69	3.81	-0.12	
	6	平易な言葉で説明責任を果たせたか	3.31	3.38	-0.07	
	7	法令等を遵守した活動をしてきたか	4.25	4.38	-0.13	
	8	市民の理解が得られる議会運営に努めたか	3.31	3.13	0.18	○
	9	直接選挙で選ばれた市民全体の代表者としての自覚の元に活動してきたか	4.38	4.25	0.13	
10	10	自らの良心と責任をもって市民の負託に応えることができたか	3.81	4.06	-0.25	
	11	市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができたか	3.88	3.88	0.00	
	12	自己の能力を高めるため不断の研さんに努めたか	3.88	4.00	-0.12	
4	13	議案審査は充実し、その機能を十分に発揮できたか	3.25	3.38	-0.13	
	14	事務調査は充実し、その機能は十分に発揮できたか	3.50	3.50	0.00	
	15	請願審査は充実し、その機能は十分に発揮できたか	-	-	-	
	16	陳情調査は、その機能は十分に発揮できたか	3.44	3.94	-0.50	
	17	政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めたか	3.38	3.25	0.13	
5	18	議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか	2.88	2.75	0.13	○ ☆
6	19	学識経験者等による専門的事項に係る調査制度は活用したか	1.31	1.47	-0.16	○ ☆
	20	公聴会制度の積極的な活用はしたか	1.25	2.63	-1.38	
	21	参考人制度の積極的な活用はできたか	1.25	1.40	-0.15	
7	22	市民からの請願を政策提言と位置付け、意見を聞く機会を設けたか	-	-	-	
	23	市民からの陳情を政策提言と位置付け、陳情者からの意見を聞いたか	4.88	4.25	0.63	
8	24	議員研修の充実強化に努めたか	4.06	4.25	-0.19	
	25	専門家及び有識者による研修会を積極的に開催したか	4.25	3.63	0.62	
9	26	市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ったか	3.44	3.31	0.13	
	27	一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか	2.94	3.06	-0.12	☆
10	31	重要な政策等について第10条に列記するような資料の提出を求めたか	4.00	4.25	-0.25	☆
	32	政策等の審議に当たり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか	3.19	3.06	0.13	☆
12	33	総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めたか	1.31	1.19	0.12	
15	34	市民の意向を反映するため、意見を聴取する機会の確保に努めたか	3.88	4.00	-0.12	
	35	活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしたか	3.63	3.69	-0.06	
16	36	市政の諸課題について、自由な意見交換をする課題懇談会を開催したか	4.75	4.50	0.25	
17	37	議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ったか	4.81	4.63	0.18	
	38	本会議や委員会のインターネット配信に努めたか	4.94	4.69	0.25	
	39	全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表したか	4.94	4.69	0.25	
18	40	市民に対する議会報告会を通年にわたり開催できたか	4.88	4.81	0.07	
	41	市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ったか	3.75	3.56	0.19	
	42	市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしたか	3.69	3.75	-0.06	☆
19	43	議会だよりを毎定例会後に発行したか	5.00	4.88	0.12	
	44	議会だよりには議案に対する各議員の対応等「議会だより発行要項」に則した内容がきちんと掲載されたか	4.63	4.31	0.32	
	45	分かりやすく読みやすい充実した誌面となったか	3.69	4.06	-0.37	
20	46	議場等の開放を実施できたか	4.63	4.44	0.19	
	47	より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指せたか	2.75	3.13	-0.38	
22	48	政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できたか	-	-	-	
23	49	議長は、中立公正な職務遂行に努め、円滑な議会運営を行ったか	4.40	4.44	-0.04	
24	50	積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めたか	-	-	-	
	51	議会図書室の一般利用は図られたか	-	-	-	
25	52	議会事務局の調査活動の充実を図ったか	-	-	-	
	53	議会事務局の法制能力の強化を図ったか	-	-	-	
26	54	市民の代表者としての倫理を常に自覚していたか	4.63	4.69	-0.06	
	55	市民の疑惑を招くことのないよう行動したか	4.69	4.69	0.00	
	56	議員と市長等との関係の透明性を図ったか	4.19	4.19	0.00	
28	57	政務活動費の交付に関する条例を遵守したか	4.88	4.88	0.00	
	58	市民から疑義が生じないよう収支報告書は提出したか	4.81	4.75	0.06	
	59	収支報告書の公表に努めていたか	4.81	4.69	0.12	
30	60	継続的な議会改革に取り組んだか	3.56	3.75	-0.19	☆
31	61	議会に関する条例、規則等の改廃に当たっては、この条例との整合を図ったか	4.88	4.63	0.25	
	62	一般選挙後の任期開始後、条例の理念を浸透させるため、この条例の研修を行ったか	-	-	-	
32	63	年1回、この条例の目的が達成されているか検証されたか	4.88	4.63	0.25	
	64	検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか	3.56	3.94	-0.38	☆
☆ 令和6年度の重点取組課題			3.82	3.84	-0.02	
○ 令和5年度の重点取組課題						

議会基本条例検証事項についての改善策

問18 議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか。

【改善案】

- ・委員長の采配が大事で、課題点や問題点を摘出し、その改善策について議論を行う。
- ・修正案、附帯決議の他、執行における注意点等を委員会審査報告に明記するなどの策が考えられる。
- ・また、所管常任委員会で執行状況確認を行う中、所管事務調査事項として特出しし、来年度予算編成に向けての市長申入れを行う等が考えられる。

問27 一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか。

【改善案】

- ・一般質問の研修を実施する。特に1期目議員は一般質問の研修を受けたことがないので、研修してスキルアップを目指す。
- ・一般質問含め質疑質問は十分な事前調査をしてから行う。思い付きではなく、普段の議員活動の中で常日頃考えていることを形にする。
- ・定例会後の反省会で遠慮なく指摘し合ってレベルアップを図る。

問32 政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか。

【改善策】

- ・予算審査時に提出される政策形成過程資料に記載されている事業については、所管常任委員会で年2回程度進捗状況の報告をもらって執行確認をしていく。
- ・事務事業評価対象事業については、当初に事業目的、事業目標等を明らかにしておく。

問42 市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしたか。

【改善策】

- ・議会と語ろう会も形を変えたので成果が出るまでにもう少し時間がかかるのではないかと。
- ・運営は班任せなので、人数によってはテーブルも取り払って椅子だけで車座になって意見を交換する形も良い。ただ、対面型の教室方式はやめるべき。
- ・現在、3人だけで行っているが、書記サポートが必要ではないかと。(要議論)

問60 継続的な議会改革に取り組んだか。

【改善策】

- ・議会改革を初めた時の熱意が冷めてしまっているところもあるので、原点に帰って「何のためにやっているのか」を再確認したほうがよい。
- ・改革論議を議会運営委員会だけでやるのではなく、全議員協議会のような場で議論をする必要もあるのではないか。
- ・ハラスメント研修を受けたなら、その研修を受けてさらに近隣市のように「議員からのハラスメント職員アンケート」や、アンケート結果によっては「ハラスメント防止条例」を制定するなど、研修を受けてどう動くかが大事。

問64 検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか。

【改善策】

- ・検証の結果の改善措置は誰の責任下であるのか明記する必要がある。責任が曖昧だから推進役が存在しない。
- ・令和5年度の検証しての改善策が本当に機能したかの検証が必要である。

以上